## 《令和4年度決算》都市計画税の使途について

都市計画税は、地方税法第702条及び下野市都市計画税条例に基づき、都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用に充てるための目的税となっている。

令和4年度の都市計画税は、これまで実施してきた土地区画整理事業や都市計画事業のため に借り入れた地方債の償還金のほか、公共下水道事業費、仁良川地区土地区画整理事業費など の市街化区域内の整備に充当している。

## 【都市計画税充当事業一覧】

(単位:千円)

子	算彩	∤目			財源内訳					
款	項		事業名	令和4年度 決 算 額	国 県 支出金	地方債	その他			
							負担金・使用料・ 基金繰入金など	都市計	<b>画税</b> 構成比 (%)	一般財源
8	2	1	市道維持管理事業	237,872			11,584	51,339	10.2	174,949
8	4	2	仁良川地区土地区画整理 事業特別会計繰出金	226,557				70,171	13.9	156,386
8	4	3	下水道事業会計負担金	365,168				113,043	22.4	252,125
8	4	4	公園施設維持管理事業	132,206			3,337	62,547	12.4	66,322
12	1	1	市債元金償還費	3,094,713			29,066	207,759	41.1	2,857,888
			合 計	4,056,516	0	0	43,987	504,859	100.0	3,507,670